

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職にある者の範囲を定める規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第7号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき企業長が定める職にある者の範囲を定める規則

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、企業長が定める職にある者の範囲は、事務局長、技監、課長、所長及び主幹にある者とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。